

社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会
感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 感染症の予防及びまん延の防止に関する基本的考え方

恵那市社会福祉協議会は、法人内の各事業所及び利用者の居住地において、感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症の予防及びまん延防止のための指針を定め、利用者や家族、職員の安全確保を図ることとする。

2. 感染症対策委員会その他事業所内の組織に関する事項

○感染症の予防及びまん延防止のための組織的対応を図ることを目的に、「感染症対策委員会（以下委員会）」を設置します。なお、委員会の統括責任者（委員長）を総務課長とし、感染症の予防及びまん延防止に関する措置を適切にするための感染対策担当者（委員）を事業所ごとに定めます。

○委員会は、委員長の招集により毎月1回開催するほか、必要に応じて開催します。また委員長及び各委員が必要と判断した場合は、委員以外の者を招集し、開催します。委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことも可能とします。

○委員会開催に際して、それぞれの委員が中心となり、各事業所の感染対策実施状況や協議内容、感染症発生時の対応等について取りまとめ、報告します。また、委員会での協議内容や決定事項等については委員を通じて、職員全体に周知徹底します。

○委員会は、次のような内容について協議するものとする。

- ① 委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備に関すること
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の内容に関すること
- ④ 感染症発生時の対応と報告
- ⑤ 感染症対策実施状況の把握と評価

3. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容に関すること

○職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修の実施や、実際に感染が発生した場合の対応方法についての訓練を以下の通り実施する。

① 新規採用者に対する研修

新任研修において感染対策の基礎に関する教育を行う。

② 定期的な研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回（2回以上）実施する。

③ 外部研修の参加

外部で実施されている研修会へ積極的に参加をする。

④ 定期的な訓練

感染対策に関する定期的な訓練を年2回（2回以上）実施する。

○研修及び訓練の実施内容については、資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 平常時の対策について以下の事項を徹底する

○事業所内の衛生管理（環境の整備等）

- (1) 整理整頓を心掛け、こまめに清掃を行うこと。
- (2) 使用した雑巾やモップは、こまめに洗浄、乾燥すること。
- (3) 利用者が使用した椅子やテーブルは、手袋を着用し、0.5%の次亜塩素酸 ナトリウム（ハイター等）で清拭後、湿式清掃して乾燥させる。またはアルコール消毒液を使用すること。

○訪問先での感染対策

- (1) 訪問前後に手洗い、手指消毒を行うこと。
- (2) 訪問宅の衛生管理状況を把握し、必要に応じて助言を行うこと。
- (3) 利用者の顔色等、体調の変化に留意すること。

○ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策等）

(1) 手洗いの徹底

支援前、支援後（出掛ける前と訪問先より戻った際）には、石鹼を使用し、流水による手洗いを行い、ペーパータオルでよく拭き取る。

<禁止すべき手洗い方法>

- ① ベースン法（浸漬法、溜まり水）
- ② 共同使用する布タオル

(2) 手指消毒

手指消毒には洗浄法（スクラブ法）及び擦式法（ラビング法）を用いることとする。

①消毒法方法 洗浄法（スクラブ法）

消毒薬を約3ml手に取りよく泡立てながら洗浄する（30秒以上）。さらに流水で洗い、ペーパータオルでふき取る。

②擦式法（ラビング法）

アルコール含有消毒薬を約3ml、手に取りよく擦り込み、（30秒以上）乾かす。また、アルコール含有のゲル・ジェル消毒薬を、約2ml手に取り、よく擦り込み、（30秒以上）乾かす。 ※ ラビング法は、手が汚れているときには無効であり、石鹼と流水で洗った後に行うこと。

(3) 日常の観察

職員は、異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大

きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、以下に掲げる生活者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医や関連機関に知らせること。

<注意すべき症状>

ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしい、全身状態が悪い、嘔吐、発熱、腹痛、下痢、便に血が混じる、発熱による意識混濁、尿量が少ない、口が渇く、咳、咽頭痛、鼻水、たんのからんだ咳、発疹（皮膚の異常）、非常に強いかゆみなど

5. 感染症発生時の対応について以下の事項を徹底する

(1) 感染症の発生状況の把握

感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

① 感染症を疑ったときは、速やかに管理者に報告し、利用者と職員の症状の有無についての把握を行う。特に感染症については、接触者の状況把握に努める。

② 管理者は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、必要な指示を行う。

(2) 感染症が発生したとき、またはそれらが疑われる状況が生じたときは、感染拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させないよう、特に注意を払うこと。

② 感染者または感染が疑われる利用者への支援を行う際には、直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用すること。また、支援後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。

③ 看護職員や医療従事者等の指示・協力を仰ぎ、必要に応じて事業所や車内の消毒を行うこと。

④ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止（調整）すること。

⑤ 別に定めるマニュアル(BCP 等)に従い、個別の感染対策を実施すること。

⑥ 必要に応じて市役所担当課や保健所に相談し、技術的な応援を依頼及び指示をうけること。

(3) 関係機関との連携

感染症が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応についての相談や指示を仰ぐなど、緊密に連携を図ること。

- ・ 主治医・保健所・市役所担当課
- ・ 職員への周知
- ・ 家族への情報提供と状況の説明

・関係医療機関・関係施設・関係事業所等

6. その他

この指針については、感染症対策委員会が必要に応じて見直し、改正するものとする。

附 則

この指針は令和5年7月1日から施行する。